

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう（条文解説）](#) 第10章 最高法規（1）
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう（条文解説） 第10章 最高法規（1）

日本国憲法第九十七条 【 基本的人権の本質 】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

概要説明

人権は英国のマグナカルタ（1215年）、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）、アメリカ独立宣言（1776年）、フランス人権宣言（1789年）などの市民革命、その後の全体主義との闘いを経て、苦闘の歴史の中で生み出されました。日本国憲法が保障する人権も、こうした人権獲得の歴史の延長線上にあることを示しています。

日本国憲法は、人権に関して第三章「国民の権利及び義務」でまとめて規定されています。

したがって、本条は規定する位置を間違ったかの印象を与えますが、そうではなく、第十章の最高法規の最初に規定されているのは、憲法は人権や自由を保障するための法ですから、基本的人権の保障こそが憲法の最高法規であるという実質的根拠を示しているということです。

なお、「信託されたもの」という表現は、歴史的成果である基本的人権が、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に人権を保持し続ける義務と責任があることの自覚を促すものといえます。

語句説明

①最高法規・・・国の基本法であり、他のすべての法令に優先する最も高い地位を占める法。

②信託・・・信頼してまかせること。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🗺️ サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.